



法的問題対応編 ①

《4》

トランスワード
代表取締役
仲谷 幸嗣

当社(本社・広島市)は、長年研究してきたテクニカルコミュニケーショントク技術としての技術翻訳によって、国内外のメーカーのお手伝いをしていきます。2006年には、中国大連市に「関連会社である」特別翻訳(大連有限公司)を設立し、私自身も中国と日本を頻繁に行き来しています。

今回の連載では、これまでの経験をもとに、中国ビジネス展開で避けて通れない法的な問題への対応のポイントについて紹介します。

中国で会社を設立するには当地の法律に沿って適正な手続きをしなければなりません。まず、普通の人ができることは日本で発行されている関連書籍を読んだり、インターネットで調べたりすることです。加えてコンサルタントや政府系・銀行系の団体に問い合わせることもやるでしょう。そうすると少しずつ、中国で会社を設立・運営する上でクリアすべき課題(法律)が見えてきます。しかし同時に、

「この件は前回聞いた話と違うなあ。どちらが正しいのだろう」という疑問も出てきます。

また、中国に進出後、日系企業の人から「このような新しい税金を納めるように当局に迫られて困っている」という話を聞いたにもかかわらず、我社には何も言っていないけれど無視していいのだろうか

？ などということも多くあります。

多種多様で、すぐに変わる中国の法律

中国では会社経営にかかわる数多くの法律は頻繁に突然変わり、加えてその適用が地域や会社の業種や内容、果てには担当するお役人によって変わることがあるため、素人のにわか勉強では追いつけません。

税金について言えば、基本的には、企業が納めるべき税金は大きく次の三つがあります。
営業税(売り上げの3%~6%)
(会社規模と経営範囲などによる)
(会社規模と経営範囲などによる)

会社所得税(利益の15%~25%)
(会社規模と経営範囲などによる)
会社付加価値税(3%~17%)
(会社規模と経営範囲などによる)
これらの基本的な税金は、さらに詳細項目に分かれており、複雑な定義がしてあるのですが、素人には分かりにくく、また頻繁に変わります。

自分の会社はこの分類に入り、結局いくらの税金を払う必要があるのだろうか？ 地域や都市によって異なるのだろうか？ 当局の担当者にお願したら安くなるのだろうか？ — などなど、考え悩んでも答えは出てきません。

結局、これらは外国人である日本の中小企業経営者が、独力で解決できる問題ではないのです。

中国の法律は全て、中国共産党の指導の下で政府が作ります。法律が決められ公布されるまで誰にも知らされませんし、原則として誰も反対を唱えることはできません。新しい法律ができる都度、全ての人は「覆耳に水」の状態です。新しい法律が公布されるたびに各企業は個別の対応を迫られます。コンサルタントのアドバイス通りにまじめに納税する会社、当局に

折衝して安くなる方法を模索する会社、増税になる法律はとりあえず無視し、当局が厳しく言ってきたらしぶしぶ従う会社、そしてあくまで抵抗する会社など、様々です。

中国内にはその地域の日系企業同士、さらには県人会などの集まりが多くあり、私も大連広島県人会に参加しています。2カ月に一度の集まりにはなるべく参加し、特に会社の税金に関する話を多くの仲間から聞くようにしています。しかし困るのは、同じような企業規模、業種なのに、納めている税金の内容と額が異なることです。

法律

これは会社の税金だけに限りません。社員の所得税や福利厚生費用に関しても同様です。聞けば聞くほど、何を信じてよいかわからなくなります。

そこで結論ですが、中小企業の場合、中国での会社経営に関する法律の理解や処理は全て、信頼できる専門家に任せるべきです。費用はかかりますが、必要経費として割り切りましょう。間違っても「自分で調べて解決してやろう」となごと思わないことです。本業の営業活動ができなくなります。
(3) 回連載



法的問題対応編

②

《5》

トランスワード
代表取締役
仲谷 幸嗣

ケース・バイ・ケースで調整
されることが多い中国の法律

中国の法律は多種多様で、す
ぐに変わり、地域による適用も
様々であることは前回説明しま
した。そして、日本の中小企業
が中国に進出するときには、専
門家の助けを借りることが必須
であることも述べまし

現地の優秀な人に必要な権限と待遇を

しかし、たとえ社外
の優秀な専門家に会社設立とそ
の後の運営のコンサルを依頼し
たとしても、自社の肩の荷が降
りるわけではありません。その
専門家は法律の解釈と当局との
やり取りはしてくれませんが、当
局が求める膨大な書類について
は、基本的には自社で準備しな
なくてはなりません。

そして、その書類の数が日本
では信じられないほど多いので
す。日本のお役所も書類主義で
すが、中国ではその3倍くらい
輪をかけて多くの書類を要求し

専任の経理担当者が必要に

中国で会社を設立し、現地社
員を一人でも雇用したら専任の
経理担当者(または総務・人事兼
任)が必要で、小さな会社だか
らといって日本人の総経理(社
長)が兼任してはいけません。現

地の事情がわからない上に仕事
量が多すぎるので、本来の仕事
ができなくなり、現地の会
社の経理担当者は、愛社精神が
あり、正直で、対外折衝能力が高
く、数字に強く、長期にわたって
働いてくれる人が望ましいでし
ょう。

「中国でそんな人が見つけれ
るの?」とお思いでしょうが、確
かに簡単ではありません。しか
し、そうした人を見つけて自社
の社員として長く働いてもらう
ことが中国でのビジネス成功の

鍵です。

しかし、このような優秀な人
はそれなりの待遇が必要で、
日本の中小企業に当てはめてみ
ると、副社長または工場長レベ
ルの権限と待遇(給与)を与えな
くては入社してもらえないでし
ょう。

危険なのは、経費を安くする
ために日本語が多少できる若い
中国人、または、日本に留学経験
を持つ中国人を安易に経理担当
者にすることです。彼らは日本
の経営者にとっては扱いやすく、
便利ですが、中国での実務経験
と能力がない場合が多いので、

役に立たないかもしれません。
経営者の意をくんでうまくや
っているように見えても、知識
と経験不足のため可能な節税が
できていないこともあり、
最悪の場合、隠れて悪いことを
しているかもしれません。

中国の会社でお金を扱う立場
にある人には必ず、正規の給料
のほかに副収入があることは多
くの人が言っていることです。
会社が購入する備品や航空券な
ど、業者は必ず担当者に相応の
「付け届け」を送ってほしい商

売をしようとしています。社会全体
がそうなっているのです、担当者
には罪悪感がないケースが多々
あります。

このような社会構造の中で、
「会社の利益のために一所懸命
にやってくれる優秀な人」を得る
には、雇用する側には相応の努
力と費用が必要です。

新しい法律や税金ができた
とき、「社長、こんな法律ができた
した。私が調べて正しく処理し
ておきます」という人よりも、
「こんな法律ができましたが、
このまま実行したら、わが社の
経費が増えてしまいます。私が
当局に交渉し、免れる方

法、または費用を少なくで
きる方法を探ってみます」と
という人が会社にとってありが
たいのは言うまでもありません。
多くの日本人の社長さんは、
「そんなことができるの?」とお
思いでしょうが、これが可能な
ケースが多いのが中国社会なの
です。日本での常識は一旦、捨
てる必要があります。

このように、法律を各企業に
適用する場合、中国ではケース・
バイ・ケースで調整されることが
多いのが実情です。したがって、
正直に従うと、損をする場合が
多いのです。



法的問題対応編

③

《6》

トランスワード
代表取締役
仲谷 幸嗣

これまで中国発展を支えてきた
外国資本の工場は、中国から撤
退せざるを得ない政策が出され
るかもしれない。貧富の差の
問題、環境汚染などの状況を考
えると、十分に予測できること
です。

発展著しい中国では外資企業
に対する期待の内容が変化して
います。2005年くらいまで
は、労働集約的な海外企業の中
国進出が歓迎されていました。
手取り早く多くの雇用を生ま
れ、経済発展ができるからです。
過去十数年間の中国の経済成長
は主としてこの種の投資に支え
られてきました。

経営者自らが国際感覚を磨くことが重要に

このための情報入
手先として、現地の
多くの日系機関が考

しかし、近年は中国政
府の外国資本に対する
態度が変わってきています。わ
かりやすいのは日本でさかんに
報道される中国人労働者の最低
賃金の上昇です。中国での賃金
が上れば、人件費の上昇を嫌
った外資が、さらに低賃金のア
ジア諸国に流れることは容易に
予想できますが、中国政府はこ
れを容認しているということだ
す。

今の中国の経済はおそらく、
日本の30〜40年前の状態と同じ
でしょう。しかし留意すべき点
は日本のたどってきた道を数倍
の速度で追いかけていることで
す。数年たてば大きく状況が変
わっているでしょう。

中国側には「労働集約的
外資のおかげでこれまで経済成
長してきたが、これからはハイ
テクやIT分野を充実したい」と
この傾向が続けば近い将来、
外国に進出し、成功するのは容

易ではありません。便利なマニ
ユアルもないし、将来の国際的
経済状況も予測困難です。そこ
で重要なのが経営者の先見性、
国際感覚、独自の情報源です。
既存の書籍やマスメディアから
の情報では不十分です。

（法的問題対応編おわり）